

みやぎDXさがけプロジェクト推進事業に係る業務委託仕様書

1 目的

県内事業者を対象に新たな成長活力の創出を図るため、県が旗振り役となり各産業のデジタル技術の導入による変革（DX）に関する啓発や人材育成など、本県産業のDX推進に向けた環境の整備に取り組むことにより、DXの土台づくりを図る。

2 業務の名称

みやぎDXさがけプロジェクト推進事業に係る業務

3 委託期間

契約の日から令和7年3月14日まで

4 委託業務の内容

1の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

(1) みやぎDXさがけ推進セミナーの開催

- ・ 県内事業者や産業支援団体、金融機関向けに、デジタル技術の導入による変革（DX）をより身近なものに感じてもらうため、基本的なデジタル技術の実装事例から各産業のDX成功事例などを学ぶことができるセミナーを7回（2時間程度/回（質疑応答のトークセッションを含む））程度開催する。
- ・ なお、全7回のうち、4回程度を会場とオンライン配信のハイブリッド開催とする。初回の総括セミナー及び最後の閉会セミナーについては、セミナーの趣旨説明や振り返りなどを行うため、ハイブリッドで開催すること。
- ・ 参加できない方などへは、アーカイブ配信を行う環境を準備し、配信を実施する。なお、アーカイブ配信を行う環境については、そのまま県へ引き継ぐ事とする。
- ・ セミナーの内容は、AIやIoT、ロボットなど幅広いデジタル技術を学べるものとする。
- ・ セミナーに登壇する企業は下記の企業とし、県と協議の上、決定する。
 - 身近な事例として本県のデジタル化、DXに取り組んでいる地場企業
 - 成功事例として自社での取組がDX（企業変革）へと繋がった企業
 - デジタル技術等の事例としてAIやIoT等の事業を展開するシステム会社、スタートアップ企業等
- ・ セミナーの内容などについては契約後直ちに協議を実施し決定することとする。また、多くの方に参加いただくため、初回セミナー開催の1ヶ月前以上から募集をスタートすることとする。
- ・ 実施時期については、令和7年2月までに完了することとする。

(2) 産業支援団体や金融機関、DXに意欲的な県内事業者などを対象とした「DX塾」の開催、先進地視察等の実施

① DX塾の開催

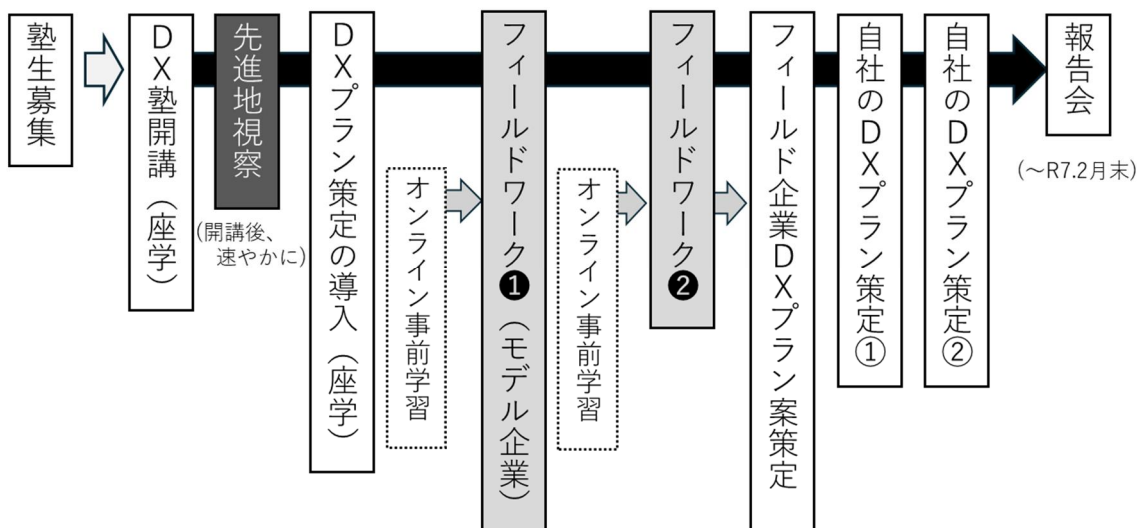
- ・ 実務担当者レベルの方を20名程度集め、年8回（原則、対面での開催で半日程度）程度、DX塾を開催する。
- ・ 塾生が自社のDXプランを作成することを最終目的とし、座学（オンラインとオフラインを効果的に組み合わせ実施）とDXの実事例が現場で学べるフィールド学習により構成し、DXに関する基礎知識（AIやIoT、ロボットなど幅広いデジタル化に関する知識も含めて）をしっかりと学べる座学を実施し、その学んだ知識をその後実施するフィールド学習において発揮できるよう工夫し、DXをサポートできる人材、リーダーとなり得る人材を育成する。

- ・ 現場を提供いただくフィールド企業は2社以上とし、「モデルケースとなる企業（既にデジタル化、DXに取り組んでいる企業）」と、「これからデジタル化、DXに取り組む企業」をそれぞれ選定すること。「これからデジタル化、DXに取り組む企業」に対して、DXプラン案を塾生が策定（個人またはグループで実施）し、提案を行うこと。
- ・ フィールド学習の前には訪問するフィールド企業などの概要を学ぶことができるオンライン学習などの機会を設けることとする。
- ・ DX塾には、塾長（外部人材）を据え、受講者が県内のDXを牽引できるような人材となるよう育成のサポートを実施する。また、必要に応じ、副塾長やメンターを設置するなど、塾生が誰一人取り残されない工夫をすることとする。
- ・ DXを核とした新たなネットワーク、新たな交流の輪の形成につながる取組となるよう工夫する。
- ・ 塾の内容などについては契約後直ちに協議を実施し決定する事とする。また、多くの意欲ある塾生を集めるため、初回開塾の1ヶ月前以上から募集を開始することとする。
- ・ 実施時期については、令和7年2月までに完了することとする。

② 先進地視察等

- ・ DX塾の受講者に加え、県内事業者で希望する方にDX先進事例を学べる先進地視察を実施し、実際に各産業においてパイオニアとして輝いている事業者との交流の場を設定する。
- ・ 先進地視察の視察場所については、塾生などと相談を行い、決定することとする。また、多くの参加者を集めるため、実施2ヶ月前以上から募集をスタートすることとする。
- ・ 塾生に早期に先進地視察を通じた学びを提供する観点から、実施時期については、DX塾開講後、速やかに実施・完了すること。

【全体の流れ】



(3) デジタル活用事例集の作成

- ・ 各分野におけるデジタル技術を活用した好事例について、県内にしっかりと波及することを目的に事例集を作成しているため、新たな事例を追加する。
- ・ 追加する分野などについては契約後協議の上決定するが、概ね各分野1~2件程度の追加とする。
- ・ 実施時期については、令和7年2月までに完了することとする。

(4) 過去のDX塾卒業生に対するフォローアップ

- ・ 令和4年度、令和5年度のDX卒業生（44名）に対して、以下を行うこと。
 - ア 所属企業等でのデジタル化、DXに関する活動状況の確認
 - イ に対する課題の整理
 - ウ に対して県が設置している「産業DXサポートセンター」と連携した個別アドバイス
 - エ ア～ウについて対面またはオンラインによる報告会（同窓会）の開催
- ・ 実施時期については、令和7年2月までに完了することとする。

(5) 本県産業のデジタル化、DXの今後の展望について

- ・ 令和4年度からの実績を定量的、定性的に分析・評価するとともに、他県等の事例調査を踏まえ、本県の今後のDX施策について提案すること。
- ・ 実施時期については、令和7年3月までに完了することとする。

(6) その他、事業運営に必要な業務

5 成果品等の納入場所

(1) 成果品

成果品等

なお、契約書に定める様式はもちろんのこと、契約書に定める様式とは別に成果品等に係る電子データを提出するものとし、提出方法については、協議の上、決定する。

(2) 納入場所

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県総合政策部産業政策課産業デジタル担当

6 委託事業に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ア 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ウ 団体等へ加入するための負担金
- エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿
- イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
- ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
- エ その他、協議の上、必要と認められる書類

7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定する。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判をうけることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。